

小樽市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

- 1 懲戒処分年月日 令和2年5月29日
- 2 懲戒処分の内容 免職
- 3 職員の所属部局 建設部、(行為時)産業港湾部
- 4 職員の職 係長職
- 5 年代 40代(男性)
- 6 概要等

当該職員は、本年3月まで市の関係団体である小樽港貿易振興協議会の事務局職員を兼ね、当該協議会の保有する金銭(いわゆる「準公金」)の会計事務に従事していたが、本年4月の人事異動における事務引継ぎの際、平成30年度及び平成31年度の2か年度において、事業上支出が発生することの無い時期における理由不明の預金の払戻し、領収書等の支出根拠がない不明な支出があるなど、不正な会計処理を行っていたことが発覚し、その後の調査の結果、当該職員が私的流用を行ったことを認めたもの。

一連の不正な会計処理については、当該職員が関係書類を自宅に持ち帰り紛失したことや、本人の記憶が曖昧なこともあり、現時点で一部具体的な会計処理の内容が確認できていないが、今後、可能な限り出金先や入金元の調査を行い、収支金額の確定を行う。

なお、現時点での使途不明金は約87万円となっている。

7 関係職員の処分

当該職員の行為時の管理監督責任を問うため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当するものとして、当該職員と同日付で、当時産業港湾部に在籍した生活環境部の50歳代の男性管理職1名を減給10分の1、3か月の懲戒処分とした。